

# MN ひかりゼロ 出張修理オプション利用規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (規約の適用)

株式会社 MN サポート (以下「当社」といいます。) は、この MN ひかりゼロ 出張修理オプション利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、これにより MN ひかりゼロ出張修理オプション (以下「本サービス」といいます。) を提供します。

2.本サービスの利用については、本規約ならびにその他の個別規定および追加規定 (総称して、以下「個別規定等」といいます。) が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

3.本規約および個別規定等は、第 2 章に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約 (以下「本サービス利用契約」といいます。) の内容となります。

### 第 2 条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) MNひかりゼロ	MNひかりゼロ 契約約款に基づき、IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(2) MNひかりゼロ電話ネクスト	MNひかりゼロ電話ネクスト契約約款に基づき、音声利用 IP 通信網を使用して当社が行う通話サービス
(3)本サービス	保守対象設備のトラブルに対して保守対応 (故障受付、故障修理) を実施するサービス
(4) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(5) 契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
(6) 契約者回線	契約者が使用するMNひかりゼロ またはMNひかりゼロ電話ネクストに係る回線であり、本サービスの利用が可能なもの

(7) 特定事業者	NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社またはそのうちの一方
(8) 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

### 第 3 条（本規約の変更）

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本規約を変更する場合があります。

- (1)本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2)本規約の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2.当社は、前項による本規約の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに、当社ホームページに掲示し、または当社が別に定める方法により内容を通知します。変更後の本規約は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
- 3.本規約の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 4.本サービスの全部または一部を当社の都合により廃止する場合、本条第 2 項に定める通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等）が廃止され、かかる通知をあらかじめ行うことができない場合は、この限りではありません。
- 5.本規約および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。
- 6.通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。

7.通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第 2 章 契約

### 第 4 条（契約の成立）

本サービス利用契約は、申込者が本規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。なお本サービス利用契約の成立は、利用希望者と当社の間で MN ひかりゼロまたは MN ひかりゼロ電話ネクスト利用契約が成立していることを条件とします。

2. サービス開始日は、本サービス利用契約成立後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で会員に通知するものとします。

### 第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の契約者回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。

### 第 6 条（本サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

### 第 7 条（契約申し込みの承諾）

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第 3 条（規約の変更）に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

(1)本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。

(2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(3)本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの利用料の支払いを現に怠

り、または怠るおそれがあるとき。

(4)第 25 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。

(5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第 8 条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。

3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

#### 第 9 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。

3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

4. 技術的条件等から当社が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本規約に従い解約の手続きをとるものとします。

5. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第 10 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

## 第 11 条（契約内容の変更）

契約者は、本サービスに係る契約内容の変更を請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第 7 条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

## 第 12 条（契約者が行う本サービス利用契約の解除）

契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

## 第 13 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、次の場合には、その本サービス利用契約を解除することがあります。

(1)第 16 条（提供停止）の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)本サービスの利用を停止することが技術的に困難なときまたは当社の業務遂行上支障があるときであって、第 16 条（提供停止）第 1 項各号の定めいずれかに該当するとき。

2. 当社は、前項に定める場合のほか、次の場合は、その本サービス利用契約を解除します。

(1)契約者回線について、MN ひかりゼロ もしくは MN ひかりゼロ電話ネクストの利用契約の解除、または第 2 条（用語の定義）に定める契約者回線以外の MN ひかりゼロサービス品目または細目への変更があったとき。

(2)契約者回線について、MN ひかりゼロまたは MN ひかりゼロ電話ネクストのサービス利用権の譲渡があった場合で、本サービス利用契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。

(3)契約者回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。

3. 当社は、前二項の定めにより、その本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

## 第 14 条（個人情報の取扱いについて）

当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保

護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針／個人情報の取扱いについて(以下「当社規程」といいます。)に基づいて適正に取り扱います。

2.当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。

(1)契約者への本サービスの提供

(2)契約者の管理

(3)本サービスの運営上必要な事項の連絡

(4)本サービスの利用に必要な機材等の梱包、発送業務

(5)料金の請求に関する業務

(6)契約者からの問合せへの対応業務

(7)当社が発行するメールマガジンの配信

(8)当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘

(9)キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務

(10)新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3.当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ)契約者の同意が得られた場合、(ロ)法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ)合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示することがあります。

4.当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

5.本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

### 第3章 提供中止等

#### 第15条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1)本サービスの提供に使用する当社のシステムの保守、工事を定期的に、又は緊急に行うとき。

(2)第 23 条（免責）に定める不可抗力により、本サービスの提供が困難なとき。

(3)本サービスの提供に使用する当社のシステムに障害その他やむを得ない事由が生じたとき。

(4)前各号のほか、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断する事由が生じたとき。

2.当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.本条第 1 項に定める場合のほか、本サービスに関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その本サービスの提供を中止することがあります。

#### 第 16 条（提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 21 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める当社指定事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）。

(2)当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの利用料等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3)第 25 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。

(4)当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5)契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常があ

る場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

(6)前各号のほか、本規約の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの提供停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 4 章 料金

### 第 17 条（利用料の支払い義務）

契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了の日までの期間について、別紙 3【料金表】に定める利用料を支払うものとします。

2. 契約者は、利用料について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

3. 第 16 条（提供停止）の定めにより、提供の一時中断または提供停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

### 第 18 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きのために、別紙 3【料金表】に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

### 第 19 条（割増金）

契約者は、利用料の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

## 第 20 条 (延滞利息)

契約者は、利用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法廷利率で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

## 第 21 条 (債権の譲渡および譲受)

契約者は、利用料等本サービスまたは MN ひかりゼロ に係る債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限りま  
す。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡  
すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認  
するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者へ  
の個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金  
とみなして取り扱います。

4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定  
める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第  
1 項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に  
支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を  
譲り渡した事業者へ通知する場合があることについて、同意するものとします。

## 第 5 章 損害賠償

### 第 22 条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりそ  
の提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当  
社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の  
料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当

社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3.当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

## 第 23 条（免責）

本サービスは、契約者からの連絡を遅滞無く受け付けることや、故障受付から契約者の保守対象設備の設置場所までの駆けつけ時間および回復時間を保証するものではありません。

2.当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題・故障等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明、修理を保証するものではありません

3.本サービスは、別紙 1 に定める保守対象設備に限り、提供します

4.提供区域であっても、災害により交通遮断が生じている地域、原子力災害対策本部の設定する帰還困難区域等については保守対応できない場合があります。

5.当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

6.契約者が本サービスの利用に関連して第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

7.当社は、第 15 条（提供中止）、第 16 条（提供停止）、第 30 条（サービスの廃止）の定めにより本サービスの提供中止、提供停止および本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

8.サイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。

## 第 6 章 雑則

### 第 24 条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1)反社会的勢力に属していること。
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3)反社会的勢力を利用していること。
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

### 第 25 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守るものとします。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- (2)保守対応時に当社が指定する特定事業者の保守担当者が契約者の自宅、事業所その他の対象設備の設置場所に入館するための手続きが必要となる場合には、当該手続きを実施すること。

(3)前項に定める保守担当者からの要請に応じて保守対応に立ち会うこと。

(4)契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

2. 前項の規定のほか、契約者は次のことを守るものとします。

(1)当社または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉その他の権利を侵害しないこと。

(2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3)第三者になりすまして本サービスを利用しないこと。

(4)本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(5)法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(6)その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

#### 第 26 条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

#### 第 27 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 28 条（閲覧）

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第 29 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社指定事業者のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、当社指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を

当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。) で利用します。

### 第 30 条 (サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

### 附則

本規約は 2025 年 10 月 1 日より効力を有するものとします。

## 別紙 1 本サービスの内容

### 1. サービス概要

光回線のトラブル時に、通常の出張を伴う保守対応時間（午前 9 時～午後 5 時）に比べ対応時間を大幅に拡大するサービスです。

### 2. 提供時間

プラン名	提供時間
MNひかりゼロ時間出張修理オプション	24 時間 (365 日)
MNひかりゼロ時出張修理オプション	午前 7 時～午後 10 時 (365 日)

### 3. 保守対象設備

(1) 契約者回線の回線終端装置等レンタル機器（映像系回線終端装置（V-ONU）を含みます。）
(2) 特定事業者の収容ビル内装置（一部）
(3) 特定事業者の前(1)と(2)間の光ファイバー
(4) オフィスゲートウェイ等宅内レンタル機器
(5) VDSL モデム（MNひかりゼロ タイプVのVDSL 機器は含みません。）

屋内配線、構内光ケーブルまたは契約者の設備は、本サービスの対象外となります。

### 4. 保守対応範囲

装置故障、媒体（ケーブル等）故障。なお、ONU 等の故障修理は交換対応とします。また、設定は対象外となります。

### 5. 対応区分

区分	対応担当	受付/対応時間	
		MNひかりゼロ 24 時間出張修理オプション	MNひかりゼロ時出張修理オプション
故障受付	一次受付	当社	24 時間
	二次受付	特定事業者	

故障修理	特定事業者	24 時間	午前7時～午後10時 ※
------	-------	-------	-----------------

※時間外は録音受付になります

#### 6.24 時間以内の駆けつけ保証

MN ひかりゼロ 24 時間出張修理オプションは、本規約第 23 条(免責)第 1 項の定めにかかわらず、当社が故障受付の対応を特定事業者に取り次いだ時から 24 時間以内に、対象となる契約者回線の設置場所に特定事業者の修理担当者が到着することを保証するサービスです。当該保証に反し、次に定める月額料金免除の適用条件に該当する事由が生じた月は、当該月の MN ひかりゼロ 24 時間出張修理オプションの月額料金の支払いを免除いたします。ただし、月途中での契約開始や契約解除等で月額料金が日割り計算となる場合は、日割り計算額を上限とします。

##### (1) 月額料金免除の適用条件

特定事業者の修理担当者が対象となる回線設置場所へ到着した時刻が、当社が特定事業者に故障修理の対応取り次ぎを実施した時刻から 24 時間を超えた場合。

##### (2) 免責事項

- ①当社は、月額料金の免除の他、一切の責任を負いません。
- ②同一月に複数回の月額料金免除の適用条件に該当した場合であっても、月額料金の免除は同一月内で 1 度限りとします。
- ③次の場合は、24 時間以内の駆けつけ保証の対象外とします。
  - (ア)契約者に起因する故障、第三者に起因する故障、天災等に起因する故障など、特定事業者の責めに帰さない事由による故障の場合
  - (イ)本サービス専用受付番号以外へ故障申告した場合
  - (ウ)契約者が 24 時間以内の駆けつけ保証の対象外となる時刻を、到着時刻に指定した場合
  - (エ)契約者が機器の交換を行う場合
  - (オ)契約者が機器の設置の工事を行った場合に、保守対象設備が故障等により利用できなくなった場合、

(カ)保守対象設備設置場所での修理作業を要さずに対応可能な故障の場合

(3) 確認事項

①24 時間以内の駆けつけ保証は、故障回復までの時間を保証するものではありません。

②島嶼部や山間部等の一部エリアは 24 時間以内の駆けつけ保証の対象外となる場合があります。

以上

## 別紙 2 通則

### 第 1 条 (利用料の計算方法等)

利用料は、この料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料を料金月（1 の暦月の起算日（当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

### 第 2 条 (端数処理)

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第 3 条 (料金等の支払い)

1. 契約者は、当社が別途指定する場合を除き、本サービスの利用料金等を以下の支払期日までに支払うものとします。

項目	支払期日
初期費用	サービス提供開始月の翌月末日
月額基本料金	当月末日締め翌月末日
従量課金	当月末日締め翌月末日
契約解除料	解約月の翌月末日
その他	当社所定の支払期日

2. 契約者は、本サービス及び本サービスに付随して契約者が当社と利用に関する契約を締結したオプションサービス等（以下、本サービスと併せ「本サービス等」といいます）の利用に係る料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

(1) 口座振替決済

(2) クレジットカード決済

(3) その他当社が定める方法

2.利用料金の支払が前項第1号による場合、料金請求・収納代行を取り扱うリコーリース株式会社（以下「口座振替サービス」といいます）より、利用料金等を請求します。支払方法は、「口座振替」となります。

3.利用料金の支払が第1項第2号に定める方法による場合、料金請求・収納代行を取り扱う Square 株式会社（以下「クレジットカードサービス」といいます）利用料金の決済日はクレジットカード会社のクレジットカード利用規約、銀行口座の利用規約又はクレジットカードサービスが別途定める日とします。

5.当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービス等の利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

6.以下の場合については、コンビニ払込票を発行いたします。

- ・何らかの理由によりクレジットカードでの決済が不能になった場合
- ・何らかの理由により契約者指定口座から引き落としができなかった場合
- ・支払方法の登録が完了していない場合

7.契約者は支払方法が次の各号のいずれかの場合手数料をそれぞれ支払うものとします。

(1) 当社指定クレジットカード決済・・・220円/月

(2) 当社指定口座振替・・・220円/月

(3) 当社指定よりコンビニ払込票を発行した場合・・・440円/月

(4) NTTファイナンスによる電話料金合算回収代行サービス・・・220円/月

(5) NTTファイナンスによるコンビニ払込票を発行した場合・・・440円/月

なお、契約者の支払明細書（その契約者に係る料金その他の債務の明細をいいます。

以下同じとします。）を、当社が指定する Web サイトにおいて開示します。支払明細書の郵送を希望する場合、契約者は当社に対して、1発行につき275円の発行手数料を支払うものとします。

#### 第4条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第5条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる利用料について、契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

#### 第6条（消費税相当額の加算）

本規約の定めにより料金表に定める利用料の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税相当額を加算した額とします。

#### 第7条（料金の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の定めにかかわらず、臨時に、その利用料を減免することがあります。

以上

## 別紙 3 料金表

### 1. 手続に関する料金

本サービスの契約料金等は以下のとおりです。

区分	単位	料金
新規	契約者回線ごと	無料
転用/事業者変更	契約者回線ごと	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)

※「転用/事業者変更」の契約料金は、24 時間出張修理オプションを単独で転用した場合の料金です。光回線と同時に転用した場合の料金は、光回線の転用手数料のみとなります。

### 2. 利用料

	種別	月額利用料
MNひかりゼロ 24 時間 出張修理オプション	MNひかりゼロファミリー MNひかりゼロファミリー・ハイスピード MNひかりゼロファミリー・ギガ MNひかりゼロ クロスファミリー MNひかりゼロ電話ネクスト	3,135 円 (税抜価格 2,850 円)
	U MNひかりゼロマンション MNひかりゼロマンション・ハイスピード MNひかりゼロマンション・ギガ MNひかりゼロ クロスマンション	2,090 円 (税抜価格 1,900 円)
	MNひかりゼロファミリー MNひかりゼロファミリー・ハイスピード MNひかりゼロファミリー・ギガ MNひかりゼロ クロスファミリー	

MNひかりゼロ 7-22 時 出張修理オプション	MNひかりゼロ マンション	1,980 円 (税抜価格 1,800 円)
	MNひかりゼロ マンション ・ハイスピード	
	MNひかりゼロ マンション ・ギガ	
	MNひかりゼロ クロス マンション	

※MN ひかりゼロ電話ネクストは 24 時間出張修理オプションのみの提供となります

以上